

鏡石町 公園施設長寿命化計画

2026年3月

福島県鏡石町都市計画課

1. 都市公園整備状況

(2026 年 1 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
1	19.63 ha	16.37 m ²

※2026年1月人口：11,995人

2. 計画期間（西暦） [2026 年度～ 2035 年度（ 10 箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
6	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	7

②選定理由

鏡石町における都市公園であり、スポーツ交流、イベント、地域防災拠点など、様々な機能を有しているため。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
9	4	22	29	25	3	17

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
100	0	0	209

注：同種の施設が複数ある場合、1式で集計している。

②これまでの維持管理状況

○鳥見山公園（総合公園）

1976年に供用開始しており、49年が経過している。

遊戯施設は国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-S：2024」に基づいて、毎年点検を行っている。

プールは現在、株式会社アビックが指定管理者として、管理している。

上記以外の施設は「鏡石町体育施設管理事務所」により、維持管理が行われている。

電気設備は、東北電気保安協会によって定期点検が行われている。

○不時沼公園（街区公園）

1974年に供用開始しており、51年が経過している。

総面積0.45haのうち、0.25haを町が、0.2haを福島県が所有している。

遊戯施設は国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-S：2024」に基づいて、毎年点検を行っている。

上記以外の施設も、町により簡易的な点検が適宜行われている。

○前山公園（街区公園）

1999年に供用開始しており、26年が経過している。

遊戯施設は国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-S：2024」に基づいて、毎年点検を行っている。

上記以外の施設も、町により簡易的な点検が適宜行われている。

○境公園（街区公園）

2004年に供用開始しており、21年が経過している。

町により簡易的な点検が適宜行われている。

○駅東口公園（街区公園）

2001年に供用開始しており、24年が経過している。

遊戯施設は国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-S：2024」に基づいて、毎年点検を行っている。

町により簡易的な点検が適宜行われている。

○駅西口公園（街区公園）

2001年に供用開始しており、24年が経過している。

遊戯施設は国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-S：2024」に基づいて、毎年点検を行っている。

上記以外の施設も、町により簡易的な点検が適宜行われている。

○東町公園（街区公園）

2021年に供用開始しており、4年が経過している。

遊戯施設は国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-S：2024」に基づいて、毎年点検を行っている。

上記以外の施設も、町により簡易的な点検が適宜行われている。

備考）経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

利用者の安全確保の観点から、すべての公園施設を計画対象とした。
健全度調査の対象施設は、すべての公園施設のうち、利用者の安全を特に確保する
必要のある施設、及び管理上重要な施設とした。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

1. 一般施設、土木構造物、建築物
国土交通省「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に則り、2025年8月に健全度調査を実施した。
2. 遊具等
公園施設業協会「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2024」に則り、2025年10月に点検を行った。

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (117)	12	28	77	0	
c. 土木構造物 (2)	0	0	2	0	
d. 建築物 (10)	0	2	7	1	
b. 遊具等 (28)	0	22	6	0	
e. 各種設備 (5)	0	1	1	3	

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要
(公園施設の健全度に関する全般的状況) を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

「考慮すべき事項」は、「基盤施設」「運動・遊戯施設」「歩行者回遊施設」とし、当てはまる場合には、考慮することとする。

ただし、考慮すべき指標に当てはまる健全度C・D判定の施設が多いことから、更に優先順位をつけることにした。具体的には以下の通りである。

優先順位1：基盤施設（故障すると、公園全体に影響がある施設）

例：キュービクル

優先順位2：運動・遊戯施設（町の総合計画で「スポーツのまちづくり」を推進しており、運動に関わる施設）

例：体育館、野球場、プール、遊具

優先順位3：歩行者回遊施設（町の総合計画で「歩けるまちづくり」を推進しており、歩行者回遊に関わる施設）

例：ハツ橋、照明灯、便所、四阿

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (117)	66	11	40
c. 土木構造物 (2)	2	0	0
d. 建築物 (10)	8	0	2
b. 遊具等 (28)	6	0	22

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、町や指定管理者により実施し、公園施設の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合には、速やかに使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新するかどうかを判定する。

清掃等は、基本的に町や指定管理者による。

現在、一部の都市公園では、花壇の管理等を地域住民が行っている。今後、要望に応じて、地域住民との協働の維持管理を検討する。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物等

・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. 各種設備等

・法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事・予の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。

使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。

b. 遊具等、e. その他設備等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物等

- ・特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とする。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による。

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	1,219,169 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,219,169 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	0 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	121,917 千円

備考) 計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園におけるライフサイクルコスト縮減額は11,698千円/年である。

備考) ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）： [2030 年度]

②見直し時期、見直しの考え方など

・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

1 2. 公園施設の集約化・再編の検討

町唯一の総合公園である鳥見山公園は、町内外からの集客が見込める公園であるため、充実化を図る。

一方で、街区公園6公園は、集約化・再編を検討する。例えば、誘致圏域（目安250m）が重複している地域では、機能の集約化・再編を検討することにより、維持管理費の縮減に努める。（例えば、保育園等の子どもの利用が見込める施設の位置を確認し、近い公園は幼児用遊具を多く配置し、遠い公園は遊具を撤去し広場的な利用とする。）

また面積が狭く（概ね1,000m²未満）、利活用の限られる街区公園は、撤去を検討することにより、維持管理費の縮減に努める。（例えば、遊戯施設や東屋などは、必要とする空間が広く、他の施設を圧迫する。このような施設は利用状況を考慮して撤去する。）

さらに町の全公園を対象として、公園配置や機能、及び市民のニーズを踏まえたうえで、公園施設の集約化・再編計画を検討し、町の公共施設等総合管理計画や総合計画等に位置づける。これにより、計画的な維持管理費の縮減に努める。